

30地福第812号  
平成30年8月13日

各市町村福祉担当部長 殿

愛知県健康福祉部長  
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について（依頼）

平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法改正により、貴市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、水害時や土砂災害時に対応する「避難確保計画」の作成が義務化されました（該当施設は洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の施設となります。）。

つきましては、まだ同計画の作成がなされていない施設の所有者又は管理者に対し、速やかに同計画を作成の上、貴市町村に提出されるよう、周知をお願いします（施設管理者等向けのリーフレットも添付しておりますので、施設管理者等への周知の際は御活用ください。）。

担 当 地域福祉課民間福祉活動支援グループ  
電 話 052-954-6262  
担 当 児童家庭課要保護児童対策グループ  
電 話 052-954-6281  
担 当 子育て支援課管理・施設グループ  
電 話 052-954-6625  
担 当 子育て支援課施設認可・指導グループ  
電 話 052-954-6248  
担 当 高齢福祉課介護保険指定・指導グループ  
電 話 052-954-6289  
担 当 障害福祉課事業所指定・指導グループ  
電 話 052-954-6317